



オアシスは高齢者・障害者総合支援センターです。

オアシス だより

事例研究重ね、成年後見制度の運用に活用

— 成年後見部会の活動から —

東京弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」に登録する弁護士は、多くの高齢者や障害者の相談にのり、あるいは成年後見人等に就任するなどの活動を行なっている。

このオアシスを支えるのが、東京弁護士会の高齢者・障害者に関する特別委員会である。この委員会は4部会で構成され、部会では各々テーマを決め、研究を重ね、実務に役立っている。成年後見部会はその1つであるが、2004年3月に法定後見マニュアルを完成させたことを踏まえて、本年度は、部会員が各自の経験事例を発表し、これをもとに意見交換・問題点の検討をして、事例を部会員の共有の経験にしている。

本年4月から検討した事例とその問題点は、概ね次のようなものである。

検討事例(1)

●事案●

部会員が任意後見監督人に就任後、任意後見人(長男)を解任し、部会員が後見監督人から法定後見人になった事案である。被後見人の財産は共有不動産が複数存在する。被後見人の子の間で対立が激しい状況にある。

●問題点●

- ①任意後見契約の有効性(意思能力や強迫など)
- ②後見監督人の後見事務監督方法・監督すべき事務の範囲
- ③後見監督人が後見人を解任請求する事由や時期

- ④法定後見人就任後に任意後見人時代の財産につき取り戻すべき範囲

検討事例(2)

●事案●

不動産を多数所有する被後見人が後見開始前に長男の経営する会社と管理契約を締結し、不動産賃貸収入はほぼ全額、長男の会社の収入とされている事案である。長男は後見人の財産に関する資料を後見人に渡さない。長男の子2名と被後見人は養子縁組をしている。

●問題点●

- ①法定後見人は養子縁組の解消をできるか
- ②管理契約の無効の主張あるいは解約ができるか
- ③財産の引継方法
- ④長男が後見人所有の建物を無断で壊した場合に採るべき処置
- ⑤弁護士後見人が代理人弁護士を選任して委任できる業務の範囲

* * *

事例研究を重ねてみると、実に成年後見人の抱える法律問題は多岐にわたり興味深いものであることがわかる。今後一層研究を深めて、成年後見制度の運用に活用していきたい。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
成年後見部会部会長 鬼丸かおる)